令和5、6年度東京都パラスポーツ指導者協議会総会　議事録

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　書記　松浦孝明

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保坂吉則

日時　　令和6年6月15日（土）　13：00～15：30

会場　　東京都多摩障害者スポーツセンター　　第1集会室

進行　井上　實（東京都パラスポーツ指導者協議会理事）

１．あいさつ

東京都パラスポーツ指導者協議会会長　植田敏郎

今年度の総会には参加された方々が多く嬉しく感じる。

東京都、都障協、指導協の三者共催の活動も多くなってきた。東京都からの支援も多々いただいており、今後も関係団体の協力をいただきながら活動を広げていきたい。

来賓紹介（会長より）

・東京都障害者スポーツ協会会長　延與　桂　様

参加できたことを嬉しく思う。指導者協議会会員の協会の様々な事業に協力してもらいありがたく感じている。今年はパリパラリンピックも行われ、ますます活動が活性化すると思う。障害のある方のスポーツ実施率も５０％近くになってきた。地域で活動する指導員の方々の活動を期待している。

・東京都生活文化スポーツ局　　パラスポーツ課長　松坂様

パラスポーツの振興、競技力向上、指導者支援に力を入れている。パリパラリンピック、来年の東京のデフリンピックも開催される。これを機会に振興を進めていきたい。

・東京都障害者スポーツ協会スポーツ振興部長　藤田　勝敏　様

東京都障害者スポーツ協会地域スポーツ振興課　佐々木　様、西岡　様

東京都障害者総合スポーツセンター副所長　増田　徹　様

２．議　事

１）定足数の確認

登録会員数　 3542名（令和６年３月現在）

　委任状　　　　799名　　当日出席者数44名

定足数を満たしており、総会の成立が確認された。

２）開会のあいさつ

３）議長、書記、議事録署名人の選出

　・議長に安部辰夫氏が推薦され、承認された

・書記に保坂吉則氏、松浦孝明氏が推薦され、承認された

・議事録署名者に植田会長、秦一浩氏が推薦され、承認された

４）第１号議案

・令和5年度活動総括　　資料№1

資料に沿って植田会長より報告された

・地域部　　資料№2

資料に沿って神保指導部会長より報告された

・広報部　　資料№3

　　資料に沿って秋山広報部会長より報告された

・研修部　　資料№4

　　資料に沿って三浦研修部会長より報告された

・トレーナー部　資料№5

　　資料に沿って鳥居トレーナー部会長より報告された

５）第２号議案　　令和5年度決算報告（監査報告）　　資料№6

　　佐野会計担当より報告があり、江上氏より監査の結果相違ないことが報告された

◆第１号、２号議案に関する質疑、採決

質問

・２号議案の収入の部にある前年度追加分は、年度中に遅れて登録された会員の会費であるか。

回答

・年度中に遅れて登録された会員の会費である。144名の追加分と関東ブロック幹事会参加に参加した理事の活動費が追加された金額が記載されている。

以上、賛成多数により可決された。

６）第３号議案

・令和6年度事業方針　資料№1

資料に沿って植田会長より報告された

・地域部　資料№7

資料に沿って神保指導部会長より報告された

・広報部　資料№8

資料に沿って秋山広報部会長より報告された

・研修部　資料№9

資料に沿って三浦研修部会長より報告された

・トレーナー部　資料№10

資料に沿って鳥居トレーナー部会長より報告された。

トレーナーの活動について説明された。

７）第４号議案　　令和６年度事業予算の提案　　資料№11

　　佐野会計担当より報告された

◆第３号、４号議案に関する質疑、採決

　質問

・地域指導部計画について、活動ブロックについてはスポーツ推進員のブロックと同じか。

　回答

・スポーツ推進員のブロックと同様に進めたいと考えている。

以上、賛成多数により可決された。

８）第５号議案　　規約改正の提案　　　資料№12

・第２章　「並びに東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンター（以下、障害者スポーツセンターという）」を削除。スポーツ施設は東京都障害者スポーツ協会の運営する組織であるため

・第４章　１０（３）　理事１５名程度（会長・副会長を除く）を（会長・副会長を含む）に修正

　・１２（１）　「自推及び推薦」を「立候補」に修正

　・１２（２）　「互選・選任」に修正

９）第６号議案　　役員の改選　　　資料№13

　　会則では理事定員15名程度である。今回17名の立候補がある。3000名余の会員の活動をサポートする上で17名の理事が必要であることが、現理事会で検討され会長より提案された。

◆第５号、６号議案に関する質疑、採決

　質問

・次年度の役員に推薦されて候補者として認められている。規約が改正された場合は、候補者から削除されるのか。

回答

・立候補、推薦を募った時点では、変更をしていないので候補者として扱う。

質問

・「総会に向けたお知らせ」には「１５名を越えた場合総会同日に選挙を行う」と記載されている。会則の「１５名程度」の表現が適切であるか。

・会員へ案内された時点ではこの変更は周知されていない。ガバナンスとして適切であるか。当日の変更は十分な説明がなされたと考えられるか。

　・立候補者が理事として適正な方どうか判断できる仕組みが必要であろう。

　・改正の施行日は６月１６日となっている。第6号議案の説明では総会で決定した場合本日から適用されると言われた。

　・理事会等では日当が出るのか。理事が増えれば予算が変更されるのか。

　・第４章と「規則」の記載には矛盾がある。今年度は選挙という結果を残す必要があると感じる。

　・他の法人では理事の立候補が減る傾向がある中で本協議会では１７名の立候補、推薦があることは良いことである。候補者全員を認めたい。会則が実態に合った内容となるよう整理するとよい。

　回答

・１７名の候補者を信任していただきたいという提案は、理事会決定ではなく理事会提案としてこの場で諮っていただきたい。今後は理事のあり方も検討する必要があると考えている。

・施行日等については指摘された通りであり、修正すべきである。

・会則については整理が必要である。次年度に向けて見直しを進めていく。

候補者１７名の信任について、一括の挙手による採決が行われ賛成多数により可決された。

10）議長解任

３．事務連絡

　　特になし

４．閉会挨拶